別表2の凡例

- 1. 「分野」欄及び「通番」欄は、第2次勧告別紙1と同じである。
- 2. 「見直し対象」欄は、見直し対象範囲に該当する協議、同意、許可·認可·承認の概略を示した。なお、協議を受け、又は同意、許可·認可·承認を行う者は、括弧内に記した。
 - (例)・同意協議(大臣):大臣の同意を要する協議 (同意のみの場合を含む) ・協議(知事):知事への協議
- 3. 「講ずべき措置」欄の記号に対応して、具体的に講ずべき措置は以下のとおりである。 なお、「×」の場合は、見直し対象を廃止すべきものである。

「講ずべき 措置」欄の 記号	本文の記述(「講ずべき措置」欄の記号に対応) 【 】内は本文の記述箇所	具体的に講ずべき措置
1a	法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合 【(b)(2)(i)(a)】	
1b	地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準をもとに関係地方自治体が計画を策定する場合 【(b)(2)(i)(b)】	
1①	法制度上当然に、国の施策を集中的・重点的に講ずるものとされており、法制上の特別の効果が生じる計画を策定する場合において、当該 国の施策と当該計画との整合性を特に確保しなければ当該国の施策 の実施に著しく支障が生ずると認められるもの 【(b)(2)(i)①】	同意を要する 協議を許容
12	国(都道府県)に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国(都道府県)の施策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの【(b)(2)(i)②】	
13	地方自治体の区域を越えて移動する天然資源について広域的な観点から適正管理を行う場合であって、関係地方自治体の間では利害調整が明らかに困難であり、 <u>国が特にその処理の適正を確保する必要があるもの</u> 【(b)(2)(i)③】	

3e 3f 3g 3h	【(b)(2)(iii)(e)】 補助対象資産、国有財産処分等に関する事務を処理する場合 【(b)(2)(iii)(f)】 法人の設立に関する事務を処理する場合 【(b)(2)(iii)(g)】 国の関与の名宛人として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理する場合 【(b)(2)(iii)(h)】 私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、地方自治体の事務として定着していないもの 【(b)(2)(iii)①】	・許可・認可・承 認を許容
3d	刑法等で一般には禁止されていながら特別に地方自治体に許されているような事務を処理する場合 【(b)(2)(iii)(d)】 公用収用・公用換地・権利変換に関する事務を処理する場合	
26	私人に対して課される義務付けを国及び地方自治体に対して免除している場合であって、国に対する協議を義務付ける相手方として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理するもの 【(b)(2)(ii)⑥】	
2⑤	【(b)(2)(ii)④】 同一の事案について国(都道府県)が異なる個別具体的な行政目的から重畳的に異なる権限を行使することが可能である場合、又は国(都道府県)が既に行った行政処分の内容と抵触する可能性がある権限を行使する場合であって、私人の権利・義務に関わるもの 【(b)(2)(ii)⑤】	
2④	同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれ ぞれ専ら担う権限が配分されているため、国(都道府県)との調整が不 可欠である場合であって、私人の権利・義務に関わるもの	協議を許容
2③	【(b)(2)(ii)②】 事務の処理に当たって当該地方自治体の区域を越える利害調整が必要であるが、関係地方自治体との間での利害調整が明らかに困難であり、国(都道府県)が特にその処理の適正を確保する必要があるもの【(b)(2)(ii)③】	同意を要しない
22	地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を 行うため国が定める総量的な目標に従って関係地方自治体が計画を 策定する場合	
2①	国・地方自治体の事務配分の特例を許容するために事務の移譲を受ける都道府県、市町村が協議を求める場合、又は国・地方自治体以外の主体と市町村(都道府県)の間の事務配分の特例を都道府県(国)が許容する場合であって、都道府県(国)が特にその処理の適正を確保する必要があるもの 【(b)(2)(ii)(1)】	

		_						
4①	同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれ ぞれ専ら担う権限が配分されているため、国(都道府県)との調整が不 可欠である場合	意見聴取を許容						
	[(b)(2) (iv)(1)]	-						
	私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が							
F. (1)	行う場合であって、事前に国(都道府県)が特に把握しておく必要が認	事前報告・届						
5①	<u> </u>	出・通知を許容						
	[(b)(2)(v)1]							
	法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置を講ずることを促す場							
6①	合							
	[(b)(2) (vi)①]	事後報告・届						
	法制度上、講じられる事後的な是正措置の端緒として把握する必要が	出・通知を許容						
62	ある場合							
	[(b)(2) (vi)②]							
	第1章3(b)(2)において「(i)(ii)(iv)(v)の項目のうち下破線部分には該	当しないが、それ						
2※	以外の部分に該当しているものについては、下破線部分に該当しない利							
4※	に判断し、それぞれの場合に許容するものとされている同意を要する協							
5※	い協議、意見聴取、事前報告・届出・通知よりも弱い形態のものとする。	」とされており、こ						
6※	れに基づき「同意を要しない協議」「意見聴取」「事前報告・届出・通知」「事後報告・届出・							
	通知」が必要と判断する場合は、それぞれ 2%、4%、5%、6%と記載。							

4. 「備考」欄は、次の場合に記載した。

- ① 「講ずべき措置」欄で、2%、4%、5%、6%と記したものについて、許容される形態を示す場合。
- ② 見直しに当たり特に留意すべき点を当委員会として指摘する場合。

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	講ずべき措置	備考
			第296条の5	第2項	同意協議(知事)	×	
2	1	地方自治法	第296条の5	第5項	同意協議(知事)	×	
3	3	辺地に係る公共的 施設の総合整備の ための財政上の特 別措置等に関する 法律	第3条	第1項	協議(知事)	1a(2項2号〜4号に係る部分) × (その他)	
3	6	自転車競技法	第54条	第1項	許可(大臣)	3d	
3	7	小型自動車競走法	第58条	第1項	許可(大臣)	3d	
4	17	風俗営業等の規制 及び業務の適正化 等に関する法律	第31条の9	第3項	協議(大臣)	2⑤	
4	29	道路交通法	第22条の2	第2項	協議(監督行政庁)	2⑤	特定された場合における「協議」 にすべき
			第5条	第4項	同意協議(大臣)	2⑤	
4	32	自動車運転代行業 の業務の適正化に	第7条	第2項	同意協議(大臣)	2⑤	
4	32	関する法律	第23条	第3項	同意協議(大臣)	2⑤	
			第24条	第2項	同意協議(大臣)	2⑤	
5	2	国土利用計画法	第9条	第10項	同意協議(大臣)	4①	
			第18条		協議(国等の機関)	2⑥	
5	13	奄美群島振興開発 特別措置法	第3条	第7項	同意協議(大臣)	1a(国の負担又は補助の割合の特例に 係る部分) 6①(それ以外の財政上の特例措置に 係る部分) ×(その他)	
5	17	山村振興法	第7条の2	第4項	同意協議(大臣)	×	
		過疎地域自立促進	第6条	第1項	協議(都道府県)	1a(2項2号~9号に係る部分) ×(その他)	
5	18	特別措置法	第15条	第3項	協議(都道府県)	×	
					L		L

凡例	
〇:勧告通り実施	
△:一部実施	
◆:存置許容	

見直し状況		一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
1次見直し	2次見直し	(1),111,
0		
0		
0		
	•	
	•	
	•	
	•	
	0	
	0	
	0	
	0	
Δ		・土地利用基本計画は、総合的・計画的な国土利用を図る観点から、各種土地利用の調整を図るための計画であり、具体的な土地利用の開きを図るための計画であり、具体的な土地利用に関する措置に知られる。具体的な土地利用に関する措置について国が実施・関与するもの(都市計画、展史体的な土地利用に関する措置について国が実施・関与するもの(都市計画、展生の間で実施の関連を導かがある以上、国と都道所県との間で連ずを消費を指置について国力を表す。 田田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・
•		
	0	
	Δ	・動告を受け入れ同意協議を廃止。ただし情報把握のため事後報告が必要。 国は、山村振興基本方針に基づいて市町村が定める山村振興計画に基づ。事業が円滑し実施されるよう、関係地方公共団体に対し、助成その他必要な措置を講じなければならない(法第10条)。本協議を単に廃止した場合、国が山村振興基本方針の内容を把握できず、当該助成等を的確に講じることができなくなる。したがつて、情報把握のため事後報告を措置する必要がある。
0		
0		

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	講ずべき措置	備考			
5	19	農山漁村の活性化 のための定住等及 び地域間交流の促 進に関する法律	第5条	第8項	同意協議(知事)	1②(7項2号、3号に係る部分) ×(その他)				
	農山流電機 駅報整を注 すする注			農山漁村滞在型余	農山漁村滞在型余	第4条	第4項	協議(大臣)	×	
		盤を備の促進に関する法律	第5条	第4項	協議(知事)	×				
			第27条	第3項	協議(大臣)	×				
5	30	公有水面埋立法	第29条	第3項	協議(大臣)	×				

		別表 2
凡例 〇:勧告追 △:一部写 ◆:存置計 ×:未実施	€施 午容	
見直し	44:0	
		一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
1次見直し	2次見直し	
	0	
	Δ	・動告を受け入れ協議を廃止。ただし情報把握のため事後報告が必要。 基本方針には、都道府県が取り組む農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の状況が記載される。国は、基本方針に基づいて市町村が作成する市町村計画の実施に必要な事業を行う者等に対する援助の実施に必要なものとされている(法第14条)。本協議を単に廃止した場合、国が基本方針の内容を把握できず、当該援助等を都道府県の取組と連携して効果的に実施することができなくなる。したがって、情報把握のため事後報告を措置する必要がある。
	Δ	・勧告を受け入れ協議を廃止。ただし情報把握のため事後報告が必要。 市町村計画には、市町村が取り組む農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の状況が記載される。地方公共団体は、基本方針に基づいて市町村が作成する市町村計画の実施に必要な事業を行う者等に対する援助の実施に努めるものとされている(法第14条)。本協議を単に廃止した場合、都道府県が基本方針の内容を把握できず、当該援助等を市町村の取組と連携して効果的に実施することができなくなる。したがって、情報把握のため事後報告を措置する必要がある。
×		公有水面は、全国民の共有財産として国の 所有に属するものであり、公有水面の埋立は、このような公有水面を特定の者の所有権 の対象となる土地に変更するものであるため、免許手続で埋立地の用途を厳しく審査するとともに、彼功後の埋立地について会許された目的に従い適切に利用させることが不可 欠である。 の理立免許の手続においては、免許権者と埋立権者が同一であり問題と国会に いて指奏れているなど、国の適切な関与を求める声が強く、竣功後の埋立地については、免許権者と埋立権者が同一であり問題と国会に である声が強く、竣功後の埋立地については、の勢更の許可に当たり、審査が厳正に行われるよう、適切な指導を行うこと」との国会決議が行われている。このような中、国土交通大臣への事前協議が廃止されると、許可事なの把握ができず、別様用移転や相違ができないをある。表に、自様用移転や相違ができないをある。また、中様用移転や相違を更ががある。また、中様用移転や相違を更ががある。また、中様用移転や相違を更がながある。また、中様用移転や相違でのような地方自治法に基づく事後的な是正措置のみでは国金の求めることが想定されるところであり、このような地方自治法に基づく事後的な是正付である。また、一様に対していた過度ですないとある。とすが中では国金の求めることが想定されるところであり、このような地方自治法に基づく事後のなどのでは国金の求める。また、一様に対している。
		公有水面は、全国民の共有財産として国の 所有に属するものであり、公有水面の埋立 は、このような公有水面を特定の者の所有権 の対象となる土地に変更するものであるため、免許手続で埋立地の用途を厳しく審査も るともに、竣功後の埋立地について免許さ れた目的に従い適切に利用させることが不可

め、免許手続で埋立地の用途を厳しく審査するとともに、竣功後の埋立地について免許された目的に従い適切に利用させることが不可欠である。
公有水面の埋立免許の手続においては、免許権者と埋立権者が同一であり問題と国会において指摘されているなと、国の適切な関与を求める声が強く、竣功後の埋立地についても「埋立地の権利の移転若しくは設定又は用途の変更的呼可に当たり、審査が設正に行われるよう、適切な指導を行うこと」との国会決議が行われている。このような中、国土交通大臣一級の変更の計算といる。このような中、国土交通大臣一級市できず、適切な指導ができなぐなるおそれがある。例えば、地域固有の利害関係により左右された相移転等が多発し、未免許の目的としていた適正な土地利用が行われないおそれがある。また、一度権利移転や用途変更が行われると原状の優別を提供を表しまれば、の場下には、後年指数を表するととすれば、の場下に、後年指数を表するととすれば、のようなも方自治法に基づく事後的な是正措置のみでよりが応するととすれば、国際指数のよりなものような事後的な是正措書のみでようなも、方自治法に基づく事後的な是正措書のみでより、このような事後的な是正措書のみてけることが想定されるところであり、このような事後的な是正措書のみでようないと考えられる。したが必要。

凡例 〇:勧告通り実施 △:一部実施 ◆:存置許容 ×:未実施

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	講ずべき措置	備考	
			第5条	第3項	同意協議(大臣)	1b		
			第18条	第3項	同意協議(大臣)	1①(都市再生特別地区、指定特定重要港灣に係る臨港地区、歷史的風土特別保存地区に関する都市計画) 12(一般国道。高速自動等国道、都市高速鉄道、第一種空差、国が設置する面積10ha以上の公園、線地、一級河川、一団地の官公庁施設に関する都市計画)2②(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のうち区域区分の方針)2④(上記以外の都市計画)		
			第19条	第3項	同意協議(知事)	24	町村においては「同意を要する 協議」を許容	
6	1	都市計画法	第23条	第1項	協議(大臣)	2②(都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針のうち区域区分の方針に 係る部分及び区域区分に関する都市 計画について農業振興地域と市街化 区域が重複する場合) ×(その他)		
		都市再生特別措置法	第46条	第6項	同意協議(知事)	2①		
			第46条	第9項	同意協議(知事)	2①		
6	2		都市再生特別措置法	都市再生特別措置法	第51条	第2項	同意協議(大臣)	1①(都市再生特別地区、指定特定重要港湾に係る臨港地区、歴史的風土特別保存地区に関する都市計画) 12)(一般国道、高速自動車国道、都市高速鉄道、第一種空港 国が設置する面積10ha以上の公園、緑地、一級河川、一団地の官公斤施設に関する都市計画) 2④(上記以外の都市計画)
			第99条の3	第3項	承認(大臣又は知事)	×		
6	3	都市再開発法	第133条	第1項	同意協議(大臣又は知事)	×		
			第13条	第2項	協議(知事)	×		
			第16条	第2項	同意協議(都道府県)	1(2)		
			第179条	第1項	認可(大臣又は知事)	3e		
6	4	密集市街地におけ る防災街区の整備 の促進に関する法	第204条	第1項	認可(大臣又は知事)	3e		
		律	第236条	第3項	承認(大臣又は知事)	×		
			第277条	第1項	同意協議(大臣又は知事)	×		
			第291条	第2項	同意協議(知事)	×		
			第4条	第5項	同意協議(知事)	1②		
6	5	都市緑地法	第4条	第6項	同意協議(知事)	1②(2項3号ロ(1)に係る部分) × (その他)		

見直し状況		一部実施又は未実施の理由
1次見直し	2次見直し	(各府省回答)
•	•	
0		
0		
×		これまで区域区分(線引き)の軽易な変更に関する都市計画を定める際には、都道府県 が農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議 が調った市街化区域内においては農地転用 が届出のみで可能となる等都市的土地利用と患地保全との連携を確保する一体的な枠組 みが確保されてきたところ。 農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する機能が行行。 一個 大田
	×	法律上都道府県に与えられている権限を都 道府県知事の同意を要しない協議により移譲 することが可能となることについて、法制上の 整理がなされない限り、措置は困難。
	×	法律上都道府県に与えられている権限を都 道府県知事の同意を要しない協議により移譲 することが可能となることについて、法制上の 整理がなされない限り、措置は困難。
	0	
	0	
	0	
	0	
•	•	
•	•	
•	•	
	0	
	0	
	0	
•	•	
	Δ	(地域主権戦略大綱) ・基本計画に特別線地保全地区内の線地の保全に関する事項を定める場合における市町村の都道府県知事への同意を要する協議(4条6項)に関し、当該事項内内容のうち、土地の買い入れ及び買い入れた土地の管理に関する事項を理協定と基づく繰地の管理に関する事項及びその他特別線地保全地区内の線地の保全に関し必要な事項(同条2項3) 与口(2)から(4))に係る都道府県知事への同意を要する協議は、地方分権改革推進委員会の第3次動告を踏まえて見直す。具体的な見直し措置の内容については、法改正までに結論を得る。 → 括法で対応(検討だったので△)

(b) 協議、同意、許可·認可·承認

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	講ずべき措置	備考
			第14条	第8項	協議(知事)	26	
6	5	都市緑地法	第24条	第4項	同意協議(知事)	12	
	5	都山林地区	第55条	第5項	協議又は同意協議(知事)	5%(対象となる土地の区域が同項第1 号の場合) 1②(対象となる土地の区域が同項2 号、3号の場合)	5※:1②のうち下破線部非該当 により「事前報告・届出・通知」を 許容
6	7	駐車場法	第4条	第3項	協議(都道府県)	12	「同意を要しない協議」のまま存置
6	9	首都圏近郊緑地保全法	第8条	第4項	協議(都道府県)	5%	5※:1②のうち下破線部非該当 により「事前報告・届出・通知」を 許容
			第15条	第2項	同意協議(大臣)	6(2)	
			第3条	第1項	同意協議(大臣)	6①(4条3号に係る部分) ×(その他)	
6	12	近畿圏の保全区域 の整備に関する法 律	第9条	第4項	協議(知事)	5%	5※:1②のうち下破線部非該当 により「事前報告・届出・通知」を 許容
			第16条	第2項	同意協議(大臣)	62	
6	15	新都市基盤整備法	第45条	第1項	同意協議(大臣又は知事)	2∰	
			第49条	第1項	同意協議(知事)	6(2)	
6	16	地方拠点都市地域 の整備及び産業業 務施設の再配置の 促進に関する法律	第4条	第2項	協議(大臣)	1a	「同意を要しない協議」のまま存置
			第3条の2	第6項	協議(大臣)	×	
6	17	流通業務市街地の 整備に関する法律	第26条	第1項	同意協議(大臣又は知事)	24)	
6	18	中心市街地の活性化に関する法律	第9条	第5項	同意協議(地方住宅供給公社の 設立団体の長)	×	
6	19	筑波研究学園都市 建設法	第8条	第1項	協議(大臣)	6①(7条2号、3号に係る部分) ×(その他)	
6	25	伊東国際観光温泉 文化都市建設法	第3条	第2項	同意協議(経済産業局長)	×	
			第22条	第4項	協議(景観行政団体の長)	2⑥	
			第74条	第4項	同意協議(知事)	×	
6	37	景観法	第83条	第2項	同意協議(知事)	×	
			第25条	第5項	許可·協議(大臣)	6②	
7	1	道路法	第32条	第5項	協議(警察署長)	2⑤	
Щ_					<u>I</u>	l	I .

凡例 ○:勧告通り実施 △:一部実施 ◆:存置許容 ×:未実施

見直し状況	一部実施又は未実施の理由
1次見直し 2次見直し	(各府省回答)
•	
•	
0	
•	
0	
0	
0	
0	
0	
×	収用で得られた土地の処分について、第三者がチェックできなくなることにより、収用対象事業としての公共性の担保や従前の土地所有者等の権利保護(優先分譲の機会の確保)の観点で重大な問題となる。これは民間施行者等に対するチェックの仕組みと同様である。第2種市台ル再開発事業(都市再開発用、公管理処分計画の内容が、公用収用、公用機地、権利変換に関する事務であることを理由に存置(第3次勧告の対象外)される以上、同じ理由から存置しなければ、私人の財産権の保護に差異が生ずるおそれがある。
0	
•	
0	
×	流通業務団地造成事業は、その事業の公 共性にかんがみ、都市計画事業としての収用 権が付与されている。 したがって、処分計画の内容の妥当性について第三者によるチェック(同意を伴う協議) を法的に担保しなければ、処分計画ひいては 事業そのものの公共性を形骸化させ、利害関 係者の権利保護の観点で重大な問題があ る。
0	
0	
×	国土交通省としては一括法で対応する用意 があるが、経済産業大臣が関与する事項で あり、貴室においても経済産業省に意向を確 認されたい。
•	
Δ	(地域主権戦略大綱) ・市の準景観地区の指定に係る都道府県知事への同意を要する協議(74条4項)は、同意を要しない協議とする。 →一括法で対応(協議は残ったので△)
Δ	本規定は、協定の認可の際に、建築物に関し 専門的知識を有する建築主事のチェックを必 す受けさせるため、建築主事が置かれていな い市町村の長に対し、知事との「同意付き協 議」を義務づけているものである。 仮「建築基準法と齟齬が生じるような景観協 定が定められた場合、建築主等が混乱する 事態(例えば、協定の内容に従ってわらぶき 材料を屋根に使用すると、防火地域における 防火上の安全性を満たさず、建築確認が下り ないなど)が生じるおそれがある。 したがって、協定の認可に当たっては、建築 主事のチェッグが引き続き必要であるため、 本規定については「同意を要しない協議」として存置されたい。
0	
•	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	講ずべき措置	備考
			第37条	第2項	協議(警察署長)	2⑤	
7	1	道路法	第74条	第1項	協議(大臣)	×	
			第95条の2	第2項	協議(都道府県公安委員会)	2⑤	
7	2	幹線道路の沿道の 整備に関する法律	第10条の2	第4項	同意協議(知事)	1②(開発行為の許可に係る部分) × (その他)	
			第18条	第4項	許可・協議(大臣)	6②	
7	8	道路整備特別措置 法	第19条	第4項	許可(大臣)	62	
			第21条	第4項	同意協議(大臣)	62	
7	9	地方道路公社法	第4条	第3項	協議(大臣)	×	
8	1	河川法	第6条	第6項	協議(大臣)	2⑤	
٥		河川 広	第79条	第2項	協議(知事)	×	準用河川に係るものに限る
			第16条	第4項	協議(知事)	62	
8	3	災害対策基本法	第40条	第3項	協議(大臣)	6(2)	
			第42条	第3項	協議(知事)	62	
			第11条	第2項	協議(気象庁長官)	12	「同意を要しない協議」のまま存置
8	5	水防法	第32条	第2項	協議(知事)	x	
		J	第34条	第3項	認可(知事)	6②	
8	6	水害予防組合法	第78条		認可(知事)	6②	
8	7	特定都市河川浸水 被害対策法	第12条	第2項	同意協議(知事)	1②	
8	8	海岸法	第27条	第2項	承認(大臣)	1a	「同意を要する協議」とする
			第11条	第2項	協議(知事)	2⑥	
8	10	地すべり等防止法	第20条	第2項	協議(知事)	2⑥	
			第24条	第3項	協議(知事)	×	
8	19	活動火山対策特別 措置法	第8条	第5項	協議(大臣)	6①	
8	20	石油コンビナート等 災害防止法	第33条	第2項	協議(大臣)	1a	「同意を要しない協議」のまま存置

凡例	
〇:勧告通り実施	施
△:一部実施	
◆:存置許容	
×:未実施	

見直し	火状況	一部実施又は未実施の理由
1次見直し	2次見直し	(各府省回答)
	•	
0		
•	•	
	Δ	指定都市、中核市及び特例市については、第29条第項の許可が必要となる行為を含め、第10条の2鄭4項に規定する都道府県知事の同意を不要とする。 指定都市、中核市及び特例市以外の市町村については、勧告には以下のとおりの問題が存在するため、これらについて法制の整理がなされない限り、措置は困難。新市計画法第29条第1項又は第43条第1項に係る許可が必要な行為を沿道整備権利移転等促進計画に記載する場合において、都通際定段階において、市街化調整区域における立地が適当か否かの判断を行うことで、7第2項に規定する特例として省略、事業実施定理に規定する特例として省略、事業実施法第43条第1項に係る行為を計画に定める場合について、都道府県知事の同意を不要した「場合、立地に係る行為を計画に定める場合について、都道府県知事の同意を表生、立地に係る行為を計画に定める場合について、都道府県知事の同意を不要した「場合、立地に係る行為を計画になされないため、法第10条の7第2項の内容が必ずしも明らかでないが、都市計画法第43条第1項による開発許可に係る部分」の内容が必ずしも明らかでないが、都市計画法第29条割では、都市計画法第29条割では、市場では、北京、10条許可に係る部分」の内容が必ずしまりまとす。対策計画に表も節分が必ず、東でとされば、都市計画法第29条割では、市場に対策を計可に係る部分の内容が必ず、1項による開発許可に係る部分。1項による開発許可に係る部分。20時間は第29条割では、1項による開発計では、10時間は第29条割では、10時間は第29条割では、10時間は第29条割では、10時間は第29条割では、10時間は、10時間に対するでは、10時間に対するでは、10時間に対するでは、10時間に対するでは、10時間に対するでは、10時間に対するでは、10時間に対すると同意ないましている。10時間に対するでは、10時間に対するが、10時間に対するでは、10時間に対するが、10時間に対するが、10時間に対するが、10時間に対するが、10時間に対するが、10時間に対するでは、10時間に対するが、10時間に対するが、10時間に対するが、10時間に対するが、10時間に対するが、10時間に対するが、10時間に対するが、10時間に対するが、10時間に対するは対するが、10時間に対するが、
	0	
	0	
	0	
	0	
•	•	
0		
	0	
0		
	0	
•	•	
	Δ	市町村等が水防計画を定める際の都道府県 知事への協議は、水防を十分に果たすべき 責任を有する市町村と、市町村等による水防 が十分に行われるように確保すべき責任を有 する都道府県が、それぞれ作成する水防計 画の間の整合性を担保するために義務づけ られてきたものである。仮に何ら整合性が担 保されなかった場合には、都道府県による水 防活動の応援や資機材の調整に重大な支障 が生じるため、都道府県の側が事後的に調 整を行うにしても「届出・報告」は最低限必要 である。
	0	
	0	
•	•	
0		
•	,	
•	•	
	0	
	0	
•	•	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	講ずべき措置	備考
9	1	建築基準法	第4条	第3項	同意協議(知事)	2①	
9	2	住宅地区改良法	第5条	第1項	協議(大臣)	6(2)	
9	3	建築物の耐震改修 の促進に関する法 律	第5条	第4項	同意協議(地方住宅供給公社の 設立団体の長)	×	
9	5	住生活基本法	第17条	第4項	同意協議(大臣)	1a	
9	8	地域における多様 なお電質に応じた公 の賃貸住等の整 備等に関する特別 措置法	第6条	第5項	同意協議(知事)	2①	
9	11	優良田園住宅の建 設の促進に関する 法律	第3条	第3項	協議(知事)	×	
			第4条	第4項	協議(知事)	1a	
			第4条	第5項	協議(大臣)	2(5)	
9	12	地方住宅供給公社 法	第4条	第3項	協議(大臣)	×	
			第27条	第2項 第3項	協議(大臣)	×	
9	13	マンションの建替え の円滑化等に関す る法律	第102条	第2項	同意協議(都道府県)	1(2)	
9	14	新住宅市街地開発 法	第22条	第2項	同意協議(大臣又は知事)	24	
9	16	大都市地域におけ る住宅及び住宅地 の供給の促進に関 する特別措置法	第100条	第1項	同意協議(知事)	×	
10	1	地方教育行政の組 織及び運営に関す る法律	第47条の5	第9項	協議(都道府県教育委員会)	×	_

1例	
):勧告通り実施	
1:一部実施	
▶:存置許容	
. +	

×:未実於	E	
見直し	状況	一部実施又は未実施の理由
1次見直し	2次見直し	(各府省回答)
	×	浄化槽法に基づく設置時の届出を特定行政 庁に経由する事務など、都道府県に事務処 理を義務づけることとなるため、同意は必要 である。 また、都道府県と市町村で要綱などを含め 建築関係規定の運用全般について整合性を 図る必要がある。 したがつて、当該条項の見直しは行わない。 なお、平成11年の分権一括法により、同意 付協議であることを明確にするため、「同意」 が追加されたものである。
	×	住宅地区改良事業については、その歴史的 背景への配慮の重要性に鑑みて、従来より 国が関与を求められてきたところであり、本規 定の廃止又は条例委任は適切でない。 また、本規定は、不良住宅の除去、土地の 収用等、私人の権利に関する強制力を伴った 行為が行われることとなる事業の性格に鑑み て、従前居住者の権利の保護の観点から当 然に必要なものであると言える。
	0	
•	•	
	Δ	優良賃貸住宅整備事業(特定優良賃貸住宅又は高齢者向け優良賃貸住宅の整備に関する事業)に関する事項に係る都道府県かの同意協議は、特定優良賃貸住宅の整備に関すの同意協議は、特定優良賃貸住宅の供給計画の認定主体が都道府県知事とされていることと整合性を図るためのである。特定優良賃貸住宅の供給計画の認定事務については、第1次勧告別紙1において「基礎自治体への権限移譲を行うた。等第1として掲げられている。1次勧告別紙1において「基礎自治体への権限移譲を行うた。等第1として掲げられていまり、高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定事務については現状を維持することとしている。。高齢者向け優良賃貸住宅を機等業に関する事実に関する事実に関する事業に対しては、現が維持とする。 農地・森林等の総量値保等、国が定める全体計画との整合性を確保するため存置する必要は、協議とし、高齢関する事項については、現状維持とする。 農地・森林等の総量値保等、国が定める全体計画との整合性を確保するため存置する。発見面住宅の建設の促進に関する基本方針においては、現状維持とする。 農地・森林等の総量値保等、国が定める全体計画との整合性を確保するため存置する。 環は、日本に関する事業に関する基本方針においては、現まを表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を
		園住宅を建設することも想定され、都道府県 知事が農振法第4条第2項に基づき設定する 確保すべき農用地等の面積の目標達成等に
		支障が生じる可能性があることから、都道府 県知事への協議を存置する必要がある。
•	•	
•)	
	0	
	0	
	0	
•	•	
	×	収用で得られた土地の処分について、第三者がチェックできなくなることにより、収用対象事業としての公共性の担保や従前の土地所有者等の権利保護(優大分譲の機会の確保)の観点で重大な問題となる。これは民間施行者等に対するチェックの仕組みと同様である。第2種市街地再開発事業(都市再開発法、の管理処分計画の内容が、公用収用、公用機・権利変換に関する事務であることを理由に存置(第3次動告の対象外)される以上、同じ理由からを置となければ、私人の財産権の保護に差異が生ずるおそれがある。
	0	
0		

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	講ずべき措置	備考
10	3	学校教育法	第4条	第1項	認可(都道府県教育委員会)	3①(市町村立高等学校、中等教育学 校及び特別支援学校に係る部分) 5①(市町村立幼稚園に係る部分)	
			第130条	第1項	認可(都道府県教育委員会)	3①	
10	4	公立義務教育諸学 校の学級編制及び 教職員定数の標準 に関する法律	第5条		同意協議(都道府県教育委員 会)	6①	
			第94条	第3項	協議(文化庁長官)	2⑥	
10	19	文化財保護法	第97条	第3項	協議(文化庁長官)	2⑥	
			第99条	第2項	協議(関係各省各庁の長その他 の国の機関)	×	
11	3	中小企業団体の組織に関する法律	第101条の2	第3項	協議(大臣)	×	
		中小企業の新たな	第25条	第4項	協議(関係道府県)	×	
11	4	事業活動の促進に 関する法律	第26条	第2項	同意協議(大臣)	12	
11	6	企業立地の促進等 による地域におけ る産選集様の形成 る産選集体に関す	第5条	第1項	同意協議(大臣)	1a(2項2号、5号、13号に係る部分) 1(2)(2項2-5号、13号に係る部分) 6①(2項2号、5号、7号、11号、13号に 係る部分)	
	及び活性化に関する法律	第6条	第1項		x (その他)		
11	9	小規模企業者等設 備導入資金助成法	第8条		承認(大臣)	3f	
11	14	計量法	第155条		協議(知事と特定市町村の長)	×	
12	3	農業改良助長法	第7条	第7項	協議(大臣)	×	
12	13	市民農園整備促進法	第4条	第2項	協議(知事)	1(2)	「同意を要しない協議」のまま存置
			第7条	第4項	同意協議(知事)	1②	
			第85条の2	第7項	同意協議(都道府県)	1②	
12	12 14 土地改良法		第96条の2	第1項	同意協議(知事)	×	
			第96条の3	第1項	同意協議(知事)	×	

凡例	
〇:勧告通り実施	
△:一部実施	
◆:存置許容	
×:未実施	

日本に共和		
見直し状況		一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
1次見直し 2次	見直し	
0		
•		
0		
•		
•		
0		
0		
	0	
_		
Δ		基本計画への記載項目のうち、第8,9.12 号については、同意協議対象から除外し、任 意的記載項目とする方向で法制面から検討。 既に第3次勧告で存置を許容されている項目 のほか、第1,6,7,10,11号については、 国が地方公共団体や事業者に対して、課税 の特例、工場立地法の特例、中小企業施策 上の特例、農地法等の処分に係る配慮等の 支援を行うに当たって、必要不可欠な項目で あるため、同意協議を維持する必要がある。
Δ		基本計画への記載項目のうち、第8,9,12 号については、同意協議対象から除外し、任 意的記載項目とする方向で法制面から検討。 既に第3次勧告で存置を許容されている項目 のほか、第1,6,7,10,11号については、 国が地方公共団体や事業者に対して、課税 の特例、工場立地法の特例、中小企業施策 上の特例、農地法等の処分に係る配慮等の 支援を行うご当たって、必要不可欠な項目で あるため、同意協議を維持する必要がある。
•		
	0	
0		
•		
•		
•		
		・勧告を受け入れ同意協議を廃止。ただし情報把握のため事後報告が必要。
	Δ	報心性のにの手段報告が必要。 都道府県は、都道府県営土地改良事業等の 農業振興施策等を担っている。本協議を単に 廃止した場合、都道府県が市町村営土地改 良事業の内容を把握できず、市町村と連携し てこれらの施策を実施することができなく る。したがって、情報把握のため事後報告を 措置する必要がある。
	Δ	・勧告を受け入れ同意協議を廃止。ただし情報把握のため事後報告が必要。 都道府県は、都道府県営土地改良事業等の農業振興施策等を担っている。本協議を単に廃止した場合、都道府県が市町村営土地改良事業の内容を把握できず、市町村と連携してこれらの施策を実施することができなくなる。したがって、情報把握のため事後報告を措置する必要がある。

12 15 株理 株理 株理 株理 株理 株理 株理 株	次見直し				見直し対象	項	条	法律		
第4条 第5項		1次見直し	. сли	講ずべき措置	光直し対象	**	*	AT	四田	/J ±r
同意協議(大臣) 1b(2項1号、2号に係る部分) 法改正(21.617成立)後の条項 (こついて判断		Δ			協議(大臣)	第5項	第4条			
第8条 第4項		法改正(21.6.17成立)後の条項		同意協議(大臣)						
12 16 集落地域整備法 第4条 第5項 協議(大臣) × 12 22 肥料取締法 第35条 第2項 協議(大臣) ×		Δ	について判断			第4項	第8条	農業振興地域の整 備に関する法律	15	12
12 22 肥料取締法 第35条 第2項 協議(大臣) ×				2②(2項1号に係る部分)	同意協議(知事)					
	Δ			×	協議(大臣)	第5項	第4条	集落地域整備法	16	12
12 24 植物防疫法 第24条 第4項 同意協議(大臣) 6①	Δ			×	協議(大臣)	第2項	第35条	肥料取締法	22	12
	0			6①	同意協議(大臣)	第4項	第24条	植物防疫法	24	12
12 25 農業災害補償法 第85条の10 第1項 認可(知事) ×	×			×	認可(知事)	第1項	第85条の10	農業災害補償法	25	12
12 12 13 14 15 16 16 17 18 18 18 18 18 18 18	Δ					第3項	第2条の3	産の振興に関する	29	12
第5条 協議(大臣) 6①	0			6①	協議(大臣)		第5条			

凡例	
〇:勧告通り実施	
△:一部実施	
◆:存置許容	
×:未実施	

見直し	火状況	
1次見直し	2次見直し	一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
Δ		・勧告を受け入れ、大臣協議を廃止。・ただし、情報把握のため農用地面積の目標等の協議に際しての資料提供は必要。・一括法及び政令改正で対応。
Δ		・勧告を受け入れ、知事協議を廃止。・ただ し、情報把握のため農用地区域の協議に際し ての資料提供は必要。・一括法及び政令改正 で対応。
		・農地の総量確保の観点から、都道府県から 大臣への農用地面積の目標等の同意協議と 同様存置する必要。
		・勧告を受け入れ協議を廃止。ただし情報把握のため事後報告が必要。
	Δ	基本方針の内容は、国が定める国土形成計 画等の内容と調和するものでなければならな いとされている(法第4条第3項)。本協議を単 に廃止した場合、国は都道府県計画の内容 が国の計画等の内容と調和しているかどうか を確認できず、地方自治法(昭和22年法律等 の行号)に基づく事後的な助言・勧告、是正の要 求ができない。したがって、情報把握のため 事後報告を措置する必要がある。
		・勧告を受け入れ協議を廃止。ただし情報把握のため事後報告が必要。
	Δ	法第35条第2項の義務付けは、都道府県知事 が肥料取締法の適用除外を受ける肥料を指 定する際に、農林水産大臣に事前協議を行う ものである。本協議を単に廃止した場合、適 用除外とされた肥料を国が把機できず、国が 生産業者等が生産して入る産を行際に、当核生産 業者等が生産している肥料が取締の対象か 否かの判断を行うことが困難となり、適切な 取締の実施に支障が生じる。したがって、取 締対象となる肥料に係る情報を把握する上 、当該都道府県において適用除外とされた 肥料について事後報告を措置する必要があ る。
	0	
		・食の安全・環境保全・災害に対するセーフティネットの確保のため存置する必要。
	×	農業共済事業は、農業者が不慮の事故に よって受ける損失を保険の仕組みにより補て んして農業経営の安定等を図る災害に対する セーフティネットであり、私人である加入者の 権利義務に関わるものであることから、事業 が適切に行われるように特に措置する必要が ある。 このため、市町村が共済事業の実施に関する 長、全には、当該事業が適切に行われるよう、当該 条例案が公益等に反しないか、組合員等が 不利益を受けないか等について確認する必 要がある。認可に係る義務付けを廃止した場合、条例案の確認を的確に実施することができなくなるため、これを存置する必要がある。
		・農地・森林等の総量確保等、国が定める全体計画との整合性を確保するため存置する 必要(2項2号に係る部分)。 ・勧告を受け入れ、協議を廃止。ただし情報把 握のため事後報告が必要(その他)。
	Δ	都道府県計画の内容は、農林水産大臣が定める基本方針の内容と調和するものでなければならないとされている。本協議を単に廃止の表 た場合、国は都道府県計画の内容が国の基本方針の内容と調和しているかどうかを確認できず、地方自治法(昭和22年法律第67号) に基づく事後的な助言・勧告、是正の要求ができない。したがって、情報把握のため事後 報告を措置する必要がある。
	0	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	講ずべき措置	備考
12	00	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する 法律	第8条	第3項	協議(大臣)	6①(2項2号に係る部分)	
12	39	獣医療法	第11条	第3項	協議(大臣)	6①	
13		林業経営基盤の強 化等の促進のため の資金の融通等に 関する暫定措置法	第2条の2	第3項	協議(大臣)	6①	
13	4	林業労働力の確保 の促進に関する法 律	第4条	第3項	協議(大臣)	5%(2項3号、4号に係る部分について 厚労大臣に対して行うもの) ×(その他)	5※: 1②のうち、下破線部非該 当により「事前報告・届出・通知」 を許容
			第6条	第5項	協議(大臣)	× 2②(5条2項2号~4号の2、5号及び7号 に係る部分)	
			第10条の5	第7項	協議(知事)	×	
13	5	森林法	第21条	第3項	同意協議(森林管理署長)	×	
13	6	森林の保健機能の 増進に関する特別 措置法	第6条	第4項	同意協議(知事)	12	
			第7条の3	第3項	協議(大臣)	×	
			第7条の5	第2項	同意協議(大臣)	×	
13	11	森林病害虫等防除 法	第7条の10	第3項	協議(知事)	×	
			第15条	第2項	同意協議(大臣)	1③	
			第17条	第3項	同意協議(大臣)	1(3)	
14	3	水産資源保護法	第18条	第3項	協議(大臣又は知事)	2⑤, 2⑥	
			第18条	第4項	協議(大臣又は知事)	2(5)	
			第18条	第5項	協議(大臣又は知事)	2(5)	
14	7	漁港漁場整備法	第6条	第7項	認可(大臣)	6②	

		別表 2
凡例 〇:勧告道 △:一部 ◆:存置詞 ×:未実施	実施 午容	
日本	JE 20	<u> </u>
1次見直し	火状況	一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
「灰光直じ	2次元直0	・勧告を受け入れ協議を廃止。ただし情報把
	Δ	「関ロで来「八人に胸縁を廃止。」。ここに自報に握のたの事後報告が必要。 家畜排せつ物の利用の促進に当たっては、その適切な処理や県域を超えた流通が不可欠であり、これを欠く場合には、法の趣旨に治かた適正をできせが行えず、広域的な水質汚染をもたらすおそれがある。このため、都道府県計画の内容が適正を欠場合には、地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づく技術的な財理のためでである。といるでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般
	0	
	0	
0		
×		・森林の総量確保等の観点から存置する必要
	×	・農地・森林等の総量確保等、国が定める全体計画との整合性を確保するため存置する 必要。
	×	・食の安全・環境保全・災害に対するセーフティネットの確保のため存置する必要。 森林火災は、一旦発生すると広範囲の森林が消失しやすく、その再生には数十年を要する。森林の消失は希少野生動植物への悪影響や主砂崩れ等の危険性の増大などを招す。 市町村長は国有林野についての十分な森林情報を有していないことから、火入れの際の森林管理署長への事前協議が廃止された場合、国有林野における森林保全、災害の防止、希少野生動植物の保護等に支障を来ず、未少野生動植物の保護等に支障を来ず、保全等を確保する上で、事前協議を存置する必要がある。
•	•	
Δ		・勧告を受け入れ、大臣協議を廃止。 ・ただし、情報把握のための事後報告は必 要。 ・一括法で対応。
Δ		・被害が県域を越えて広域に拡大するおそれがある場合は、同意協議を存置する必要。 (ただし、県域を超えない場合も情報把握のため事後報告は必要。) ・一括法で対応。
		・勧告を受け入れ協議を廃止。ただし情報把握のため事後報告が必要。 地区実施計画により森林所有者等が自主防除措置を行う区域は、都道府県知事が指定

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	講ずべき措置	備考
			第14条	第2項	許可(経済産業局長)	3①	
			第33条		In an (to the	- 0	
15	15 2	採石法	第33条の5	第1項	協議(知事)	2⑥	
			第36条	第1項	許可(経済産業局長)	3e	
45		Tala Xaldati Market	第16条		Line (Angle)	200	
15	3	砂利採取法	第20条	第1項	協議(知事)	2⑥	
16	1	卸売市場法	第11条	第1項	認可(大臣)	6(2)	
			第14条	第1項	認可(大臣)	6(2)	
17	2	都市鉄道等利便增 進法	第12条	第4項	同意協議(大臣)	×	
		高齢者、障害者等	第25条	第7項	協議(都道府県公安委員会)	2⑤	
17	3	の移動等の円滑化 の促進に関する法	第32条	第3項	認可(大臣)	1a	「同意を要する協議」とする
		律	第43条	第2項	同意協議(知事)	×	
17	4	地域公共交通の活 性化及び再生に関 する法律	第5条	第6項	協議(都道府県公安委員会)	×	
17	8	港湾法	第4条	第4項	認可(大臣又は知事)	6(2)	

○:勧告通り実施 △:一部実施 ◆:存置許容 ×:未実施

見直し 1次見直し	状況の次見点し	一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
7次光直0	▶	
•	•	
•	•	
•	•	
•	•	
•	•	
	×	・食の安全・環境保全・災害に対するセーフティネットの確保のため存置する必要。 中央卸売市場の運営は、広域にわたる集分荷や指標となる価格形成、安全な食料の安定的供給等、不特定多数の者に多大な影響が及ぶため、開設を希望する者から実務規程及び事業計画を提出させ、開設者としてふさわしい者のみを認可している。業務規程及び事業計画には市場ルール位置等が含まれ、不特定多数の者に多大な影響が及ぶことから、その容容を更する際の認可を存置する必要がある(仮に、義務付けを廃止した場合、築地市場の豊洲移転(業務規程をは、場合、原本の管を廃止した場合、第一時間、原文更について、土壌汚染等により安全性が確認できない場合にも移転が可能となってしまう。)。
	×	・食の安全・環境保全・災害に対するセーフ ティネットの確保のため存置する必要。 中央卸売市場が廃止される場合、広域にわたる集分荷や指標となる価格形成、安全な食 料の安定供給等、不特定多数の者の利益が 害されるおそれがあり、かつ一旦廃止されれ ば復元は事実上困難である。したがって、廃 止前に必要な措置を講じられるようにするた め、認可を存置する必要がある。
	Δ	一括法で対応。ただし、交通結節機能高度化構想の変更の大臣同意に係る規定の廃止を措置することに伴う、条文構成上の整合性については、今後も検討する必要がある。
•	•	
	0	
	0	
	×	交通基本法の議論と併せて検討する必要が あるため、現時点では判断できない
Δ		国の利害に重大な関係を有する重要港湾と 選難港については、法制度上当然に、航路等 の整備に係る費用の一部を国が負担する義 務を有しているところでもあり、当該港湾の港 湾区域の拡張等の是非については、事後届出 制に移行することとし、重要港湾・避難港以外 の地方港湾(775港)については、事後届出 制に移行することとし、重要港湾・運港港場以外 の地方港湾(775港)については、事後届出 制に移行することとし、重要等への事態同意協 議を求めることとする。この際、事後届出制 なる地方港湾については、従前の港湾区域 の認可基準(同条第6項を港湾区域坡度 の認可基準(同条第6項を港湾区域坡度 を基準とし、必要に応じ地方自治法に基づく関 与を行うこととする。(ただし、港務局について は、地方公共団体ではないため、所要の是正 推造について港湾法に規定する。) なお、工事の費用の一部に国の負担義務 があるからといって、区域の設定・変更に事 前の認可や同意といった国の強い関与が必 要であることにはならないとの指摘があるが、 港湾法上、一度港湾区域が拡張されると、港 工事が進められるおそれがある。 また、事後届出とに場合、港湾管理者が 地域固有域を開発を行り機会がないまま、港湾 工事が進められるおそれがある。 また、事後届出とした場合、港湾管理者が 東京とは、本述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述

- 凡例 〇:勧告通り実 △:一部実施 ◆:存置許容 ×:未実施

重り実施	
2 施	

分野 通	番番	法律	条	項	見直し対象	講ずべき措置	備考	見直し状況 一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
			第44条の2	第2項	同意協議(大臣)	×		海運業界など港湾ユーザーは、長年の港湾管理者による一方的な料率決定に「ユーザー志向不足」と不信感。特に、日本経済・国民生活に影響の大きい特定重要港湾の入港料率については、港湾管理者による一方的決定等が、国内物流コスト等にも影響するのみからず、国際的にもユーザーの不信を招き、国策である特定重要港湾の国際競争力強化にも影響するみがし、指摘があるが、特定重要港湾の入港料率は日本経済・国民生活全般に影響すること、また、そのユーザーは自治体の行政区画のみならず世界的・全国的に存在し、管理者への不信感等があると等から、第三者である国が全国的・中立の場から別巻すべき。また、「入港料の徴収はある程度定着してきている」との指摘があるが、港湾ユーザーは今でも入港料に反対しており、料率等につきている。したが、第三者である国土交通大臣の関与を希望している。したが、第三者である国土交通大臣が、全国的な見地等から港湾管理者とユーザー等の利害を調整するスキームである、国土交通大臣による上限同意制度を設けているところであるが、今後、特定重要港湾の中でもさらに国民経済・生活にとって影響の大きい港湾(スーパー中枢港湾を建定)に絞り込んだ上で、入港料率の上限についての大臣同意を行っていくこととする。
17 :	8	港湾法	第50条の4	第3項	同意協議(大臣)	6①		表が国港湾の国際競争力の確保等の観点から国策として推進しているスーパー中枢港湾プロジェクトの根幹は、大水深コテナターミナル等ハードの重点整備と、民間事業者であるメガオペレーターによる大規模タニナルの一体的・効率的運営等を通じた港湾コスト削減等であり、また国は、スーパー中枢港湾の24時間化を進めているが、メガオペレーターには4時間化の重要を担い手でもである。このため国としても、このような国策湾の24時間化を担うメガオペレーターの能力・適格性について判断することが必要不可欠、メガオペレーターの能力・適格性について判断することが必要不可欠、メガオペレーターは港湾運送事業者からも出資を受け、当該事業者間の荷役年業の調整等を行っているあい、全国的な港湾運送の監督を行っている国の知見に基づく関与が必要。 「港湾管理者はスーパー中枢港湾プロジェクトを担う運営者の能力、適格性を十分慎重に判断するはず」との指摘があるが、スーパー中枢港湾は、自治体経済を国民生たた、スーパー中枢港湾は、自治体経済を国民生たた。に影響し、メガオペレーターは、地域を表が、スーパー中枢港湾が、スーパー中枢港湾が、スーパー中枢表湾が、スーパー中枢表湾は、自治体経済を引展と生た、に影響し、メガオペレーターは、地域を表が、スーパー中枢表流は、自治体経済と同様を通りでいないまります。
			第54条の3	第3項	同意協議(大臣)	6①		0
			第58条	第3項	協議(大臣)	×		公有水面は、全国民の共有財産として国の所有に属するものであり、公有水面の埋立は、このような公有水面を特定の者の所有権の対象となる土地に変更するものであるため、免許手続で埋立地の用途を厳しく審査するとともに、竣功後の埋立地について免許された目的に送い適切に利用させることが不可欠である。公有水面の埋立免許の一であり間適切な関与を求める声が強く、彼功後の埋立地についても「埋立地の権利の移転若しくは設定又は用途の変更の許可に当たり、審査が厳しに「といるなど、国の事が強く、彼功後の埋立地にいても「埋立地の権利の移転若しくは設定又は用途の変更の許可に当たり、審査が厳止に「われるよう、通切な指導を行うこと」との国会決議が行われている。このような中、国土交通大臣への事前協議が廃止されると、許可事案の把握ができず、適切な指導ができなくなるおそれがある。例えば、地域面有の利害限保により左右された権利移転等が多免し、本来免許の目的としていた適正な土地利用が行われないおそれがある。また、一度権利移転や用途変更が行われると原状回復が難しく、御指摘のような地方自治法に基づ事後的な是正措置のみでは知ることが想定されるところであり、このような事後的な是正措置のみでは国金の水める「適切な指導」として十分とはいえないと考えられる。したがつて、引き続き事前協議を義務付けることが必要。

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	講ずべき措置	備考
17	19	地域伝統芸能等を 活用した行事の実 施による観光及び 特定地域商工業の 振興に関する法律	第4条	第4項	協議(大臣)	4①(2項4号に係る部分) × (その他)	
17	00	m:#:+	第8条	第2項	同意協議(大臣)	1a	
17	20	空港法	第12条	第2項	認可(大臣)	62	
18	10	中小企業における 労働力の確保及び 良好な雇用の機会 の創出のための雇 用管理の改善の促 進に関する法律	第4条	第4項	同意協議(大臣)	1②(2項5号に係る部分) × (その他)	
		職業能力開発促進	第16条	第3項	同意協議(大臣)	×	
18	12	法	第24条	第4項	同意協議(大臣)	×	
19	2	有明海及び八代海 を再生するための 特別措置に関する 法律	第5条	第4項	同意協議(大臣)	1a(2項3号二に係る部分) 6①(2項2号~4号に係る部分) ×(その他)	
19	3	環境基本法	第17条	第3項	同意協議(大臣)	1a(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による財政上の特別措置に係る部分) ×(その他)	
		自然環境保全法	第16条	第2項	同意協議(大臣)	2①	
			第24条	第2項	同意協議(大臣)	2①	
19	6		第21条	第1項	同意協議(大臣)	26	
			第49条	第1項	協議(大臣)	2⑤(鉱区、市街化区域、農用地区域と 重なる場合の協議に係る部分) ×(その他)	
			第9条	第2項	同意協議(大臣)	2①	
			第10条	第2項	同意協議(知事)	2①	
			第13条	第5項	同意協議(大臣)	×	
19	8	自然公園法	第14条	第5項	同意協議(大臣)	×	
			第24条	第5項	同意協議(大臣) 同意協議(大臣又は知事)	x 1(2)	
			20-1-20	27.17.8		· · ·	

凡例 ○:勧告通り実施 △:一部実施
◆:存置許容 ×:未実施

					
見直し	状況	一部実施又は未実施の理由			
1次見直し	2次見直し	(各府省回答)			
	0				
•	•				
	0				
	0				
	0				
	0				
	×	・食の安全・環境保全・災害に対するセーフティネットの確保のため存置する必要。 県計画においては、有明海及び八代海の特性に応じた環境の保全及び改善、水産資源 の回復等による漁業の振興に関し実施すべき施策に係る事項等を定めるものとされている。本協議が廃止された場合、それぞれの県計画の調和が図られない。したがって、広域にわたる環境保全を確保する上で、協議を存置する必要がある。			
	0				
	0				
	0				
	0				
0					
	0				
	0				
	Δ	同意を廃止する。 【国民の宝である貴重な自然や動植物を守る】 国定公園の指定権者たる環境大臣の指定の 植幹にかかわるような大規模な開発行為、ラムサール条約及び世界遺産条約など国際条約に関する地域における一定の行為については、国民の宝である貴重な自然や動植物を守るために、環境大臣への同意を要しない協議は存置する必要がある。			
	Δ	同意を廃止する。 【国民の宝である貴重な自然や動植物を守る】 国定公園の指定権者たる環境大臣の指定の 根幹にかかわるような大規模な開発行為、ラムサール条約及び世界遺産条約など国際を 別に関する地域における一定の行為につい ては、国民の宝である貴重な自然や動植物を 守るために、環境大臣への同意を要しない協 議は存置する必要がある。			
	Δ	同意を廃止する。 【国民の宝である貴重な自然や動植物を守る】 国定公園の指定権者たる環境大臣の指定の 根幹にかかわるような大規模な開発行為、ラ ムサール条約及び世界遺産条約など国際条 約に関する地域における一定の行為につい ては、国民の宝である貴重な自然や動植物を 守るために、環境大臣への同意を要しない協 議は存置する必要がある。			

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	講ずべき措置	備考	
			第55条	第2項	協議(関係行政機関の長)	2⑤(鉱区、市街化区域、農用地区域と 重なる場合の協議に係る部分) ×(その他)		
19	19 8	自然公園法	第56条	第2項	同意協議(大臣)	×		
			第66条	第1項	協議(国の関係地方行政機関の 長)	2⑤(鉱区、市街化区域、農用地区域と 重なる場合の協議(係る部分) x(その他)		
		温泉法	第3条	第3項	協議(経済産業局長)	×		
19	9		第12条	第2項	協議(経済産業局長)	×		
15	•		第13条	第1項	協議(大臣)	2③		
			第14条	第2項	協議(行政庁)	2⑤		
19	19 10 猫	鳥獣の保護及び狩 猟の適正化に関す る法律	猟の適正化に関す	第7条	第5項	協議(大臣)	×	
			第28条の2	第3項	同意協議(大臣)	2①		
			第28条の2	第4項	同意協議(知事)	2①		
			第28条の2	第5項	同意協議(大臣)	12		
19	11	絶滅のおそれのある野生動植物の種 の保存に関する法律	第54条	第2項	同意協議(大臣)	2⑥		
			第11条	第3項	同意協議(大臣)	2②(1項3号、4号(「期間」のみ)に係る 部分) ×(その他)		
19	15	ダイオキシン類対 策特別措置法	第27条	第1項	協議(国の地方行政機関の長及 び地方公共団体の長)	1(2)	「同意を要しない協議」のまま存 置	
			第31条	第4項	同意協議(大臣)	1a		
			第35条	第5項	協議(行政機関の長)	2⑤		
19	16	大気汚染防止法	第5条の3	第3項	同意協議(大臣)	2②(1項4号、5号(「期間」のみ)に係る 部分) ×(その他)		
			第27条	第6項	協議(行政機関の長)	2(5)		

凡例
ご勧告通り実施
△:一部実施
◆:存置許容
×:未実施

見直	し状況	一部実施又は未実施の理由					
1次見直し	2次見直し	(各府省回答)					
	×	現行規定を存置する。 【理由】 環境省としては当該義務付けを廃止しても問題ないが、関係省庁の理解が得られないため。					
	Δ	同意を廃止する。 【国民の宝である貴重な自然や動植物を守る】 国定公園の指定権者たる環境大臣の指定の根幹にかかわるような大規模な開発行為、ラムサール条約及び世界遺産条約など国際条がに関する地域における一定の行為については、国民の宝である自然を守るために、環境大臣への同意を要しない協議は存置する必要がある。					
	×	現行規定を存置する 【理由】 環境省としては当該義務付けを廃止しても問題ないが、関係省庁の理解が得られないため。					
	0						
	0						
•	•						
•	•						
	×	現行規定を存置する。 【国民の宝である希少鳥獣やその生息地を守る】 〇希少鳥獣及び国指定鳥獣保護区に関する部分においては、国民の宝である希少鳥獣やその生息地を守るために、環境大臣への同意を要しない協議は存置する必要がある。					
	0						
	0						
•	•						
	0						
0							
	•						
	•						
	•						
0							
	•						

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	講ずべき措置	備考
19	18	自れ子域削別指電ながに減壊では、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して	第7条	第3項	同意協議(大臣)	2②(2項4号、5号(「期間」のみ)に係る 部分) × (その他)	

○・勧告通り実施 △:一部実施 ◆: 存置許容 ×:未実施 見直し状況 「次見直し 2次見直し 「意を廃止する。」 しかしながら、削減目標量(第7条第2項も同意を廃止する。しかしながら、削減間目標量(第7条第2項も号)とに対しており流を策に、連成の方途(第1条第2項5号)とのいても同意を要しないし、は、国の直京を要しないし、は、国の直京を要しないし、は、国の直京を要しないし、は、国の直京を要しないし、は、国の直京を要した。「連成の方途」とし直は「号線・地域住民の活かとのの方途」を発展が10年間を要として関する課題が10年間を対して地方公共のの変を通りの解いず面的直流を変に関する課題が10年の大きの方で変に関する課題が10年の大きの方ででである。「現金の主に関するというなどのがより、有料道路率や国が自然を持続していって、国家を全事実統合は同う線・横浜市主要割引らとして地方とのの方で、自然で表すを持続していって、自然を表すを対しませ、対していって、自然を表すを対していった。 「おいては、国及び地方とのがより、有料道路率や目が自然を表する。」また、低公書車である。また、低公書車である。また、低公書車である。このような施策は、多世のような危険は、といては、国及び地方となどなり、自動車を使用によいるを発きを行う。 「連路整合し、かつが最近に対したりするを表すのである。このような施策は、多世のはほとかどなは、国としたりは、現金のである。での表さるを関係等の発音を行う。できるものはほとかどなが、国とは、中のである。このような施策が多いが等では、一方の確認が必要がある。「道路整合とのである。」「道路整合とのである。」「道路整合とのである。「道路整合とので表しては、は、日間の地方との情報を行うにすい、関係系を発し、は、現まののといまが、関係系を見に対しては、現ましたものでは、現ましたもののといまが、関係を表明がより、都道所県、対しては、現ましたもののといましましましまるとしまには、現ましては、現ましては、は、現まののとが、には議会の国別とされて連げしてはない。こうした地方、高路整定とる。上で、10年のを変を行うといましまり、このに関を変がある。場でに対しては、現まではでは、現ましては、は、は、は、自然の国のとが、は、は、自然の国の関ををできる。とのに関ををできるとも、は、は、自然の国の関をでいる。は、日間の地方とのが表をできるとも、は、自然を自己をしましまり、は、自然を自己をしまり、は、自然を自己をしましまり、は、自然を自己をしまり、は、自然を言いない。また、自然を自己をしましまり、は、自然を自己をしましまり、は、自然を自己をしましまり、は、自然を自己をしましまり、は、自然を自己をしましまり、は、自然を自己をしましまり、は、自然を自己をしましまり、は、自然を自己をしましまり、は、自然を自己をしましまり、は、自然を自己をしましまり、は、自然を自己をしましまり、は、自然を自己をしましまり、は、自然を自己をしましまり、は、自然を自己をしましまり、は、自然を自己をしましまり、は、自然を自己をしましまり、は、自然を自己をしましまり、は、自然を自己をしましまり、は、自然を自己をしまり、は、自然を自己をしまり、は、自然を自己をしまり、は、自然を自己をしまり、は、自然を自己をしまり、は、は、自然を自己をしまり、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	E /BI		別表 2
果直し状況	〇:勧告通り実施 ム:一部実施		
で表現の			
(各府省回答) (各府省回答) 同意を廃止する。しかしながら、削減目標量(第7条第2項4目標に、達成の方途)、開調を限り、1時直達成の方途」としては、国の直等を展していても同意を優していても同意を優していても同意を優していても同意を優していては、国の直等を関いても同意を優していても同意を優していても同意を優していても同意を優していても同意を優していても同意を優していても同意を優していても同意を優していても同意を優していても同意を優していても同意を優していても同意を優していたがある。の負担金、補助金等を埋伏してがあためのに行う交通安全事業を一定のからとしては、国の直接を強い関するといるとは、例の東では、10人の主義を自然の方をといる。実を一定の立な体(例)、原语をとは、10人の主義を自然の方をとは、10人の主義を自然の方をとは、10人の主義をは、10人の主義をは、10人の主義をは、10人の主義をは、10人の主義をは、10人の主義をは、10人の主義をは、10人の主義をは、10人の主義をは、10人の主義をは、10人の主義をは、10人の主義をは、10人の主義をは、10人の主義をは、10人の主義をは、10人の主義をは、10人の主義をは、10人の主義をは、10人の主義を認定と、10人の表は、10人	見直し状況		アはま字体の理点
しかしながら、削減目標量(第7条第2項4同特に、達成の方途(第7条第2項5号)とついても同意を要しない協議としては、国の直轄取分益としては、国の直轄取分益としては、国の直轄取分益としては、国の直轄取分益としては、国の直轄取分益としては、国の直轄取の方途としては、国の直轄取分公本との、国の負担金、補助金等と受域住民が抱めのに行う。通りとの主に関すると、国の負担金、補助の場合をあめいに行う。通りを主に関すると、国の自己を表して、対して、例ので、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	1次見直し 2次見直	(久	
号、計画達成の期間(第7条第2項6号)と同様に、達成の方途(第7条第2項6号)と同様に、達成の方途(第7条第2項第6号)についても同意を要しない協議としては、国の第二年版方公長の方途」としては、国の第二年版方公長の海道路を備例:国立首号を受しない協議としては、国の第二年版方公長の事業を受けたが抱えるの事業を受けた関係を関係していた。国の第二年版方公長の事業を受けた関係の事業を受けた関係の事業を受けた関係の事業を受けた関係の事業を受ける。国の方と地方との事業を受け、関係の事業を受け、関係を関係の事業を受け、関係の主なと、国の方と地方との事業を受け、関係を関係していた。国の方と地方との事業を受け、関係を関係していた。国の方と地方との表しては、国をの表していた。国の方と地方との表しては、国をの表していた。国の方と地方という。国の方とは、国をの方とは、国をの方とは、国をの方との方とは、国をの方との方との方との方との方との方との方との方との方との方との方との方との方との			或只懂是/数7名数0陌A
「達成の方途」としては、国の直轄事変。第)、 「達成の方途」としては、国の直轄事変。第)、 「達成の方途」といる。		号)、計画達成の期 様に、達成の方途(いても同意を要しな	月間(第7条第2項5号)と同 (第7条第2項第5号)につ
通安全に関する課題の解消を図るための事業を一定の地区内において面の。集中的にあいて面の。上地方に面で交差点の正体化(例)原位立体交差点の正体化(例)原位立体交差点の正体化(例)原位立体交差点の正体化(例)原位立体交差点面正体化(例)原位立体交差点面正体化(例)原位立体交差点面正体化(例)原位立体交差点面正常表情		「達成の方途」とし る道路整備(例:国 国の負担金、補助:	道1号線第二京阪道路)、 金等を受けて地方公共団
号線・横浜市主要地方道18号環状4号線))、 有料道路の料金割18なの地方公共団体動を 北する事業や重率である。 また、低公客の事業や重率でようなで また、低公客の事業を発していては、国及び地方公共団体動車を使用より、達成されるものである。 また、低公客の事業を発見のような音楽をしていては、国及が地方公共団体動車を使用より、達成されるものである。 このような施策は、都道降里単和で実施したり財政面等で役割の利担したりするなど、可能の都道序と整合し、かる種が効果の外のなるとのがある目の確認が必要な協議会の形態が必要な協議会の形態が多ないたのである自の確認が必要な協議会の方方。「達成の方方」「達成の方方」で表現を整合し、から、「達成の方方」で表現を持ていては、基準のである自の確認が必要な協議会の方方。「道路整備等の整合については、整備局場にまたがる施策を持ていないを表して計画の容がある。 「道路整備等の整合については、整備局場において計画内容のがある。」 「道路整備等の整合については、を構造を表現して計画の容がある。」 「道路整備等の整合については、を構造を表現して計画の容がある。」 「道路整備等の整合については、を構造を表現して計画のである自ら確認が必要な協議会の方」になりまままままままままままままままままままままままままままままままままままま		通安全に関する課 業を一定の地区内 う交通安全事業統	題の解消を図るための事 において面的・集中的に行 合補助)、国道と地方道の
また、低公書車やコエドライブの普及促進については、国及び地方公共団体が自動車を使用する事業者や物流業界のような自動するをによい。このような施策は、都道府県単独で実施したり財政面高等で役割分担したりするなど、国と共同で実施したり財政面高等で役割分担したりするなど、国と共同で実施したり財政面高等で役割分担したりまるなど、国を対のの施策と整合し、かつ極力効果的・効率のものである高いで滅るの、「道路整備等のを合していては、都道所県、市町村、地方行政機関(地方整備を行うに対して行う。)、「違成の方道庁、経済を持ていては、都道所県、市町村、地方行政機関(地方整備を行う、対方ではないか。)との御指摘をいただいたが、関係各県からNOx・PM法の総量削減的国調整だけではなく、ある県における削減を持ていては、国を力を持ていては、都道の関係を持ていてが、関係各県からNOx・PM法とがあり、によるが見によるが表していては、数を力を行う。してがはなく、ある県における削減を持ているが、関係各県からNOx・PM法とがあり、同答を行う。となり、「直路を対してが関係を行うが、関係といたが、関係を対してが関係を対していて、関連を対してが、できない、の調整ので観点が、できない、には最会にはおり、こうした地方の調整とは、おり、国を対して行うをがして、関連を行うためのNOx・PM法とで対したが、こうした地方の調整とは、記録、会においてが、自治体関の施策の調整をは、記録、自然を引きない、こうした地方の調整として、対して協議会の意見を遵守させる権限が法、令上ない、協議会の意見を遵守させる地国のと対して協議会の意りとが、対して協議会の意りとが、対して協議会の意りとが、対して協議会の意りとが、対して協議会の意りとが、対して協議会の意りといた。関連を報告を対したが、対策を関しては、関連を対したが、対策を関しては、関連を対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、		号線-横浜市主要は 有料道路の料金割 た国の事業や国が	也方道18号環状4号線))、 引などの社会実験といっ 関与して地方と協力して実
り、達成されるものである。 このような施策は、都道府県単独で実施できるものはほとんどなく、国と共同で実施したり財政面等で役割分担したりするなど、国と共同で実施したり財政面等で役割分担したりするなど、国と共同で実施したり財政面等で役割分担したりするなど、関から、国が、対している。 「連なと整合し、かつ種力効果的、効率のからとから、「達成の方途」に係る協議は存置で表し、から、「達成の方途」に係る協議は存置で表し、一般のである自の確認が必要不可欠であるる。 「道路整備等の整合については、都道府県、市町村、地方行政機関・は一般である。 「道路整備等の整合については、都道所県、市町村、地方行政機関・は一般ではないが、関係各県からNOx・PM法の総量や別域計画の協議を受けた国では、国と地方との間間調整だけではない、ある県における削減方をもし、一方、都道府県が、管轄区域外の施策での調整の観点からも、回答を行う。 一方、都道府県が、管轄区域外の施策について調整等を行うためのNOx・PM法上の規度は、また、協議会にが、理が、現代を行うよりは、現代する地方との間をによっていて調整等を行うためのNOx・PM法上の規定はなく、また、協議会に対いて近にい、こうした地方自治体間のの施策のの施策について調整等を行うよりは、現代を行うよりは、現代を行うよりは、現代を行うよりは、現代を行うよりは、現代を行うよりは、現代を関係を対した。とい、国語をは、とのより、の、国の施策との見たが、の、このとが、の、このとが、の、このとが、の、このとが、の、このとが、の、このとが、の、このに関係を行う必要がある。順等について、協議会のの出先機定がは、国のも、国の権助を受けたいる。国と協議することが必要を確実とするた、国また、「仮に、国の補助を受けたれなかった場合に、国の補助を受けたれなかった場合に、国の補助が受けたれなかった場合に、国の補助が受けたれなかって、場が計画に盛り込む場合に、で、の、国の補助が受けたれなかって場合に、のに国の補助が受けたれなかった場合に、の、国の補助が受けたれなかった場合に、の、国の補助が受けたれなかって、場が計画に盛り込む場合に、での施策を実施できななが、日間環の確認ないと場合に、その施策を実施できななが、日間の補助が受けたれなかった場合に、その施策を実施できなななり、目標量の違いないといるに関係をできなななり、目標量の違いないといるに、この権能が表しないと同じない。日間の補助が受けたれなかった場合に、その施策を実施できなななり、目標量の確認ないましない。日間の補助が受けたれなかった場合に、その施策を実施できなななり、目標量の確認ないましないましないましないましないましないましないましないましないましないまし		また、低公害車やついては、国及び対 造事業者や物流業	・エコドライブの普及促進に 地方公共団体が自動車製 界のような自動車を使用
主体となる施策と密接に関係する施策や複数の都道府県にまたがる施策が多いため、国等の施策と整合し、かつ極力効果的かあ率的なものである旨の確認が必要不可欠であるとから、「達成の方途」に係る協議は不得に、都道所県、市町村、地方行政機関、性が表達の場場である。「道路整備等の整合については、都道所県、市町村、地方行政機関、性が支達の場場には、十分ではないか。」との御指摘をいただいが、関係各県からNOX・PM法の総登場では、なら、国の協議を受けた国では、国と地方との間の調整だけではなく、ある県における削減からの場合が、関係各県からNOX・PM法の総登場によるか出り、同僚各場からNOX・PM法とから、関係各場からNOX・PM法とから、同僚各場からNOX・PM法とから、同僚各場からNOX・PM法とが、関係各場からNOX・PM法とが、関係各場からNOX・PM法とが、関係を行うためのNOX・PM法とが、関係を行うためのNOX・PM法との地方自治体間の施策の調整の観点から、して、可能を行うためのNOX・PM法との地方自治体間の施策の制整を域が、では、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して		り、達成されるもの このような施策は きるものはほとんど	である。 、都道府県単独で実施で ざな、国と共同で実施した
要がある。 「道路整備等の整合については、都道府県、市町村、地方行政機関(地方整備局、選輪局等が参加)等で組織する協議会の場に試十分ではないか。」との御指摘をいただいたが、関係各県からNOx・PM法の総量削減計画の協議を受けたない。 「はない、「関係各県からNOx・PM法の総量削減計画の協議を受けたなく、ある県における削減方策(による他県の排出金への影響など、隣接する地方自治体間の施策の調整の観点から、「回答を行う。」 一方、都道府県が、管轄区域外の施策について調整等を行うためのNOx・PM法との地方自治体間の施策の調整の観点から、「回答を行う。」 一方、都道府県が、管轄区域外の施策について調整を行うためのNOx・PM法との規定はなく。また、協議会には管し域をは、地方自治体間ごと設けられる協議会になく。また、協議会に表している。こうした地方自治体間ごと設けられる協議会において並行して行うまりは、現行制度のように国と地方との調整と一体的に行うことが最も合理とから、直接をは、総量削減計画を下調費をは、関本者とのは認識されており、報音を開い、対して協議会の意見を遵守させる権限が法と、方に国と地方とのが、道路整備等について、協議会の意りと対応を確実とするべき、以上のことから、道路整備等について、場合である。以上のことから、道路整備等について、場合に表づき行う必要がある。以上のことから、道路整備等について、場合に表が表別、国と協議することが必要。また、「仮に、国の補助を受けられるかどうかり、かりからない場合であっても、県の責任や指摘を受けられるかって、場合であっても、関の補助を受けられるからない場合であって、関連を関すといただいたが、国の補助を受けられるかって明な施策について、県が計画に盛り込むと場合に、例に国の補助が受けられなかった場合で、仮に国の補助が受けられなかって場合で、仮に国の補助が受けられなかって場合で、仮に国の補助が受けられなかって場合で、の、は、関いは、対しては、対しな、は、対しないは、は、対しないは、対しないは、対しないは、対しないは、対しないは、対しないは、対しないは、対しないは、対しないは、対しないは、対しないは、はないは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は		主体となる施策と密の都道府県にまた。 の施策と整合し、か ものである旨の確認	習接に関係する施策や複数 がる施策が多いため、国等 いつ極力効果的・効率的な 忍が必要不可欠であること
いて計画内容に関する意見聴取等を行えば 十分ではないか、上の御指摘をいただいたが、関係各県からNOx・PM法の総量削減計画の協議を受けた国では、国と地方との間が の協議を受けた国では、国と地方との間が による他県の排出量への影響など、隣接する 地方自治体間の施策の調整の観点からも、 回答を行う。 一方、都道府県が、管轄区域外の施策について調整等を行うためのNOx・PM法上の規定はなく。また、協議会には管轄区域外の地方自治体の参加が規定されていない。 こうした地方自治体間の施策の調整は、個々の関係が設定されていない。 こうした地方自治体間の施策の調整は、個々の関係が遺定されていない。 こうした地方自治体間の施策の調整は、個々の関係が遺定されていない。 こうした地方自治体間の施策の調整は、個々の関係が遺産と一体的に行うよりは、銀行制度のようには、銀行制度のようには、銀行制度のようには、国のとは、銀売のようには、国のとが、現行制度が関係を上でいて、現行制度を関係では、国のをは、最長の主が、中である地方整備局や運輸局等の国の出先機関では、国の自由金・相助金等に関して決定権がないことがら、国の施策との調整は、国(本者)との協議会のメンバーである地方整備局や運輸局等の国の出先機関には、国の負担金や補助金等に関して決定権がないことが、 、国とのことから、道路整は、国(本者)との協議に基づき行う必要がある。 以上のことから、道路整は、国(本者)との協議に基づき行う必要がある。 以上のことから、道路整は、国(本者)との協議に基づき行う必要がある。 以上のことがら、関係では、国(本者)との協議に、国(本者)との協議である。 以上のことがら、関係では、国(本)との協議に、国(本)との協議であるの、以上の、国(本)との協議である。 は、関係であっても、県の責任では、国の補助を受けられるかどう 画を策定するのは問題ないはず」との責任が指摘をいただけいたが、国の補助を受けられるかと可能を をいただいたが、国の補助を受けられなかって場合 にての施策を実施できなななり、目標量の違		要がある。 「道路整備等の整 県、市町村、地方行	を合については、都道府 行政機関(地方整備局、運
による他県の排出量への影響など、隣接する 地方自治体間の施策の割整の観点からも、 回答を行う。 一方、都道府県が、管轄区域外の施策について調整等を行うためのNOx・PM法上の規定はなく。また、協議会には管轄区域外の地方自治体の参加が規定されていない。 こうした地方自治体間の施策の調整は、個々の関係都道府県とに設けられる協協の 場合して行うよりは、現行制度とは、1000年の1000年の表している。 こうした地方自治体間の施策の調整は、個々の関係ではして行うよりは、現行制度とはいて並行して行うよりは、銀行制度とよる。また、協議会は、総量削減計画を「調査審議するため、に設置されており、都道府採知事に対して協議会の意見を遵守させる権限が基準局等の国の出先機関では、国の自由金・大阪に協議会のメンバーである地方整備局や運輸局等の国別して決定権がないことから、国の施策との調整は、国(本省)との協議に基づき行う必要がある。 以上のことから、道路整は、国(本者)との協議に基づき行う必要がある。 以上のことから、道路整は、国(本者)との協議に基づき行う必要がある。 以上のことから、道路整は、国(本者)との協議に基づき行う必要がある。 以上のことがら、道路整は、国(本者)との協議によりまで行る意見を確等とするには、協議会における意見聴取だけでは不十分であり、国と協議することが必要。また、「仮に、国の補助を受けられるかどうかりからない場合であっても、県の責任で指面を策定するのは問題ないはず」との御指摘をいただいたが、国の補助を受けられるかと引車を策定するのは問題ないはず」との責任であっても、県の責任では、原に国の補助が受けられなかった場合であっても、県の責任では、「東が計画に盛り込むとは、「東が計画にないるというないないます。」は、「東京、日本では、「東京、「東京、日本では、「東京、「東京、日本では、「東京、「東京、「東京、「東京、「東京、「東京、「東京、「東京、「東京、「東京	Δ	いて計画内容に関 十分ではないか。」 が、関係各県からN 画の協議を受けた「	する意見聴取等を行えば との御指摘をいただいた NOx・PM法の総量削減計 国では、国と地方との間の
いて調整等を行うためのNOx・PM法上の規定はなく、また、協議会には管轄区域外の地方自治体の参加が規定されていない。こうした地方自治体間の施策の調整は、個々の関係都道府県ごとに設けられる協議会において並行して行うよりは、現行制度のように国と地方との調整と一体的に行うことが最も合理的、効率的と考える。また、協議会は、終量削減計画道を開興では対して協議会の意見を遵守させる権限が注令上ない。協議会のアンバーである他が差備局や連輸局等の国の出先機関では、国の担金や補助金等に関して決定権がないことから、国の施策との調整は、国本省)との協議に基づき行う必要がある。以上のことから、道路整備の警をは、国本省)との協議に基づき行う必要がある。以上のことから、道路整備の警をとりには、協議会のアンバーである地方整備等について、財力を確認といる。以上のことがら、道路整備を整合をとり、は、協議会における意見聴取だけでは不十分あり、国と協議することが必要。また、「原に、国の補助を受けられるかどうかわからない場合であっても、県の責任で指面を策定するのは問題ないはず」との御指摘をいたがたいたが、国の補助を受けられるかと可能で表現でいて、県が計画に盛り込むとすると、仮に国の補助が受けられなかった場合での権力を呼ばらないた。		による他県の排出 地方自治体間の施 回答を行う。	量への影響など、隣接する 策の調整の観点からも、
個々の関係都道府県ごとに設けられる協議会において並行して行うよりは、現行制度のように国と地方との調整と一体的に行うことが最も合理的、効率的と考える。また、協議会は、終星制減計画を「調査審議するため」に設置されており、都道府県知事に対して協議会の意見を遵守させる権限が法令上ない、協議会の意見を遵守させる権限が法令上ない。協議会の多メンバーである地方整備局や運輸局等の国の出先機関では、国の負担金や補助金等に関して決定権がないことから、国の施策との調整は、国(本省)との協議に基づき行う必要がある。以上のことから、道路整備等について、国や他の地方自治体の施策との整合をとり、また、国と一体となった対策を確実とするいよ、協議会における意見聴取だけでホー分であり、国と協議することが必要。また、「仮、国の補助を受けられるかどうかわからない場合であっても、県の責任で計画を策定するのは問題ないはず」との御指摘をいただいたが、国の補助を受けられるかって、現が計画に盛り込むとすると、仮に国の補助が受けられなかって、場が計画に盛り込むとすると、仮に国の補助が受けられなかった場合にの・一般に要の補助ではいた。と、仮に国の補助が受けられなかった場合にの・の施策を実施できなくなり、目標量の違		いて調整等を行うた 定はなく、また、協議 方自治体の参加が	cめのNOx・PM法上の規 議会には管轄区域外の地 規定されていない。
また、協議会は、終量削減計画を調査審議するため」に設置されており、都道所県知事に対して協議会の意見を遵守させる権限が法令上ない、協議会のメンバーである地方整備局や連輪局等の国の出先機関では、国の負担金や補助金等に関して決定権がないことから、国の施策との調整は、国(本省)との協議に基づき行う必要がある。以上のことから、道路を備等について、国や他の地方自治体の施策との整合をとり、また、国と一体となった対策を確実とするには、協議会における意見聴取だけでは不十分であり、国と協議することが必要。また、「仮に、国の補助を受けられるかどうかわからない場合であっても、県の責任で計画を策定するのは問題ないはず」との御指摘をいただいたが、国の補助を受けられなかって明な施策について、県が計画に盛り込むとすると、仮に国の補助が受けられなかった場合にその施策を実施できなくなり、目標量の違いを発きを表し、仮に国の補助が受けられなかった場合にその施策を実施できなくなり、目標量の違いを		個々の関係都道府 会において並行して ように国と地方との	:県ごとに設けられる協議 て行うよりは、現行制度の 調整と一体的に行うことが
担金や補助金等に関して決定権がないことから、国の施策との調整は、国(本省)との協議に基づき行う必要がある。以上のことから、道路艦備等について、国や他の地方自治体の施策との整合をとり、また、国と一体となった対策を確実とするには、協議会における意見聴取だけでは不十分であり、国と協議することが必要。また、「仮に、国の補助を受けられるかどうかわからない場合であっても、県の責任で計画を策定するのは問題ないはず」との御指摘をいただいたが、国の補助を受けられるか不明な施策について、県が計画に盛り込むとすると、仮に国の補助が受けられなかった場合にその施策を実施できなくなり、目標量の違		また、協議会は、総 するため」に設置さ 対して協議会の意	≧単減計画を「調査審議 れており、都道府県知事に 見を遵守させる権限が法
や他の地方自治体の施策を必整合をとり、また。国と一体となった対策を確実とするには、 協議会における意見聴取だけでは不十分であり、国と協議することが必要。 また、「仮に、国の補助を受けられるかどうかわからない場合であっても、県の責任で計画を策定するのは問題ないはず」との御指摘をいただいたが、国の補助を受けられるかの明な施策について、県が計画に盛り込むとすると、仮に国の補助が受けられなかった場合にその施策を実施できなくなり、目標量の違		局や運輸局等の国担金や補助金等に ら、国の施策との調 に基づき行う必要が	の出先機関では、国の負 関して決定権がないことか 刺整は、国(本省)との協議 がある。
また、「仮に、国の補助を受けられるかどうかわからない場合であっても、県の責任で計画を楽定するのは問題ないはず」との御指摘をいただいたが、国の補助を受けられるか不明な施策について、県が計画に盛り込むとすると、仮に国の補助が受けられなかった場合にその施策を実施できなくなり、目標量の違		や他の地方自治体た、国と一体となっ 協議会における意	の施策との整合をとり、ま た対策を確実とするには、 見聴取だけでは不十分で
ると、仮に国の補助が受けられなかった場合 にその施策を実施できなくなり、目標量の達		また、「仮に、国のかわからない場合で 画を策定するのは をいただいたが、国)補助を受けられるかどう であっても、県の責任で計 問題ないはず」との御指摘]の補助を受けられるか不
		ると、仮に国の補助 にその施策を実施・	が受けられなかった場合 できなくなり、目標量の達

凡例
〇:勧告通り実施
△:一部実施
▲ 左平計応

٠	:存置許容	
Ċ	. 土宝佐	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	講ずべき措置	備考
19	20	水質汚濁防止法	第4条の3	第3項	同意協議(大臣)	1b(2項1号に係る部分) × (その他)	
			第23条	第6項	協議(行政機関の長)	2⑤	
19	21	瀬戸内海環境保全特別措置法	第4条	第2項	同意協議(大臣)	2②(水質環境基準の達成のための目標の設定に係る部分) ※ (その他)	
19	22	湖沼水質保全特別措置法	第4条	第5項	同意協議(大臣)	2②(3項1号、2号(水質保全の目標に 関する部分)に係る部分) ×(その他)	
			第12条	第4項	協議(行政機関の長)	2⑤	
19	25	騒音規制法	第21条	第5項	協議(行政機関の長)	2⑤	

見直し状況		一部実施又は未実施の理由 (タ麻雀同笑)
1次見直し	2次見直し	(各府省回答)
×		削減回標量(第4条の3第2項1号)と同様に、 達成の方途等4条の3第2項2号)と同様に、 達成の方途等4条の3第2項2号)について も同意を要する協議として存置する。 (理由) 「達成の方途」及び「その他必要な事項」としては、国の補助金等を受けて地方自治体が 行う事業(例:下水道整備や浄化槽整備による生活排水対策、海底にかい積した汚泥のしゅん せつ、海底の汚泥を良質な砂を澄りで行わなりで 表生活排水対策、海底にたい積した汚泥のしゅん せつ、海底の汚泥を良質な砂を澄うで行われて 最大や浅場等の整備による直接浄化、国と複数の地方自治体が イヴの、海底の汚泥を良質な砂を澄うで行われて まで、大変に、国の財政の支援が伴う作われて 気流、質子質力。 気がといれている が、質子質力を が、実際に、国の財政の支援が伴うれる。 このように、国の財政の支援が伴う施策など、国が主体となる施策と密接を にな、実際に、国の財政の支援が伴う施を 策や複数の都近を記をがまでまり、 策や複数の都近を記をがな完したが変定したが 変して、国に下水道整備事業や活を をと、国が主体が実落は水処理人 は、定量の対な記載がなら施策がままり、 など定量のの効果活用等による方満浄化 槽設値整備事業の活用をによる方域浄化、 相談の登場に記載されている 計画もある(例:受知県)。さらに、「国事業等 権機の通知を数が定量的に記載されている 計画もある(例:長庫県)。したがつて、に効等の のの流用による自合併浄化槽設置事業や汚去な ど、具体的に国の支援に言いまでは、「国の をの活用による自分併等に表して、 のに、のの施策と整合して、 ののの別果にまたが変定した計で、これか可 には、下が違を情報とである。 は、別との可能とする。 は、別との可能とない。 対して、 は、別とので、 は、別とので、 は、別とので、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 に、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は
		100 11 -3 HEC-0 70 40-00 0
	Δ	同意を廃止する。 しかしながら、小質環境基準の達成のための目標の設定に係る部分」に限らず、計画全体に対する同意を要しない協議として存置する。 (国の財政的支援を伴う事業が、国の施策と整合し、かつ極力効果的・効率的なものである旨を確認する必要] 〇瀬戸内海の環境保全のためには、国の補助金等を受けて地方自治体が行う下水道整備や浄化槽整備等の生活排水対策等、広域的な連携が必要となる自治条制の保全大規模な油流出事故の再発防止のための油等による汚染の防止など、国が主体となる施策と密接に関係する施策や複数の都道府県にまたがる施策が重要である。国としても、府県制計画達成を支援し、確実なものとして、国の財政的支援を伴う事業が、国の施策と整合し、かつ極力効果的・効率的なものに、国の財政的支援を伴う事業が、国の施策と登台し、かつ極力効果が、効率的なものに、国の財政的支援と伴う事業が、国の施策と登台し、かつ極力効果が、効率的なもの。計画全体に対する環境大臣への同意を要しない協議は存置する必要がある。
	Δ	同意を廃止する。 しかしながら、「計画の期間」(第4条第3項第 1号)及び「水質の保全に関する方針」(第4条 第3項第2号)のうちの「水質保全の目標に関 する部分」に限らず、計画全体に対する同意 を要しない協議として存置する。 【国の財政的支援を伴う事業が、国の施策と 整合し、かつ極力効果的・効率的なものであ る旨を確認する必要】 〇湖沼の水質環境保全のためには、国の補 助金等を受けて地方自治体が行う事業(例: 下水道整備や浄化槽整備による生活排水対 策)といった国の財政的を援が伴う施策など、 国が財政的支援する施策や複数の都道府県 にまたがる施策が重要である。国としても、 といった国の財政的支援を伴う事業が、国の施 策と整合し、かつ、極力効果的なもの 策と整合し、かつ、極力効果的なもの 策と整合し、かつ、極力効果的なもの を記録の確認が必要不可欠であることか ら、計画全体に対する環境大臣への同意を要 しない協議は存置する必要がある。
•	•	
•	•	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	講ずべき措置	備考			
19	26	26	26	00	公共用飛行場周辺における航空機騒	第22条	第4項	協議(大臣)	×	
19	20	における航空機騒音による障害の防止等に関する法律	第40条	第2項	協議(関係行政機関の長)	×				
19	27	特定空港周辺航空 機騒音対策特別措 置法	第3条	第6項	同意協議(大臣)	1②(2項1号、2号に係る部分) 6①(その他)				
19	28	振動規制法	第18条	第5項	協議(行政機関の長)	2⑤				
19	29	建築物用地下水の 採取の規制に関す る法律	第5条		協議(知事)	2⑥				
20	8	感染症の予防及び 感染症の患者に対 する医療に関する 法律	第53条の8	第1項	協議(労働基準監督署長)	25				
			第6条	第1項	認可(大臣)	5①				
				第10条	第1項	認可(大臣)	5①			
20	13	水道法	第11条	第1項	認可(大臣)	5①				
				第26条		認可(大臣)	5①			
			第30条	第1項	認可(大臣)	5①				
20	15	特定水道利水障害 の防止のための水 道水源水域の水質 の保全に関する特 別措置法	第16条	第5項	協議(行政機関の長)	2⑤				

凡例 ○:勧告通り実施 △:一部実施
◆:存置許容 ×:未実施

見直し	/状況	一部実施又は未実施の理由
1次見直し	2次見直し	(各府省回答)
	0	
	0	
	0	
•	•	
•	•	
•	•	
Ъ		国民が直接口にする飲料水の供給は、国民の生命・健康の維持に直結するため、水道事業の運営には万全を期すべく、事業の変更認可に関する規定を存置することが適当。また、災害時において他の事業者による緊急応援を求めるなど事業者間で水の融通が図られるよう、あらかじめ広域的な視点からの関与が不可欠。なお、導入実績が多く地方自治体において定着している浄水方法へ変更する場合は既に軽微な変更(届出で可)としており、その範囲を拡大することを検討。また、絡水量、給水人口の変更に係る要件についても、軽微な変更の範囲を大幅に拡大することを検討。
Δ		国民が直接口にする飲料水の供給は、国民の生命・健康の維持に直結するため、水道事業の運営には万金を削すべく、事業の変更認可に関する規定を存置することが適当。また、災害時において他の事業者による緊急のまま、う、あらかじめ広域的な視点からの関与が不可欠。なお、導入実績が多く地方自治体において定着でいる浄水方法へ変更する場合は既に軽微な変し、届出で可としており、その範囲を拡大することを検討。また、給水量、給水人口の変更に係る要件についても、軽微な変更の範囲を大幅に拡大することを検討。また、給水量、給水人口の変更に係る要件についても、軽微な変更の範囲を大幅に拡大することを検討。
×		国民が直接口にする飲料水の供給は、国民の生命・健康の維持に直結するため、水道事業の運営には万全を期すべく、事業の変更認可に関する規定を存置することが適当。また、災害時において他の事業者による緊急応援を求めるなど事業者間で水の融通が図られるよう、あらかじめ広域的な視点からの関与が不可欠。なお、導入実績が多く地方自治体において定着でいる浄水方法へ変更する場合は既に軽微な変更(届出で可)としており、その範囲を拡大すること検討。また、総か量、総水人口の変更に係る要件についても、軽微な変更の範囲を大幅に拡大することを検討。また、総微量、総水人口の変更に係る要件についても、軽微な変更の範囲を大幅に拡大することを検討。
Δ		国民が直接口にする飲料水の供給は、国民の生命・健康の維持に直結するため、水道事業の適営には万全を期ずべく。事業の変更認可に関する規定を行置することが適当。また、災害時において他の事業者による緊急のままった。また、災害時において他の事業者による緊急のよう、あらかじめ広域的な視点からの関与が不可欠。なお、導入実績が多く地方自治体において定着している浄水方法へ変更する場合は既に軽敬な変更(届出で可)としており、その範囲を拡大することを検討。また、絡水量、絡水人口の変更に係る要件についても、軽敬な変更の範囲を大幅に拡大することを検討。また、絡水量、絡水人口の変更に係る要件についても、軽敬な変更の範囲を大幅に拡大することを検討。
Δ		国民が直接口にする飲料水の供給は、国民の生命・健康の維持に直結するため、水道事業の運営には万金を期すべく、事業の変更認可に関する規定を存置することが適当。また、災害時において他の事業者による緊急応援を求めるなど事業者間で水の融通が図られるよう、あらかじめ広域的な視点からの関与が不可欠。なお、導入実績が多く地方自治体において定着でいる浄水方法へ変更する場合は既に軽微な変更(届出で可)としており、その範囲を拡大することを検討。また、終入量、終水人口の変更に係る要件についても、軽微な変更の範囲を大幅に拡大することを検討。
•	<u> </u>	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	講ずべき措置	備考
			第2条の2	第7項	同意協議(大臣)	2③	
20	16	下水道法	第4条	第1項	認可(大臣)	2③(市町村設置の場合は都道府県知事と協議、都道府県設置で流域別下水 道整備総合計画が未策定の場合は国 交大臣と協議 6①(その他)	
			第25条の3	第1項	認可(大臣)	2③(市町村設置の場合は都道府県知事と協議、都道府県設置で流域別下水道整備総合計画が未策定の場合は国交大臣と協議) 6①(その他)	
			第4条	第5項	協議(大臣)	×	
20	17	日本下水道事業団 法	第8条	第1項	認可(大臣)	3g	
			第10条	第1項	認可(大臣)	3g	
20	28	特定産業廃棄物に 起因する支障の除 去等に関する特別 措置法	第4条	第4項	同意協議(大臣)	1a、6①(いずれも2項1号~3号に係る 部分) × (その他)	
20	32	広域臨海環境整備	第5条	第2項	協議(大臣)	×	
20	32	センター法	第10条		認可(大臣)	3g	
		理案等の合理化に 関する特別措置法	第3条	第3項		6①(下水道の整備等に伴う一般廃棄 物処理業等の事業の転換並びに経営 の近代化及び規模の適正化、下水道	
20	33 伴う一般原 理業等の・		第4条	第1項	承認(知事)	等の整備等により業務の縮小又は廃止を余儀なくされる一般廃棄物処理業等を行う者に対する資金上の措置に係る部分) ×(その他)	
21	4	社会短加 注	第14条	第8項	同意協議(知事)	2①	
21	1	社会福祉法	第73条	第1項	許可(知事)	×	
21	13	高齢者の医療の確 保に関する法律	第133条	第2項	協議(知事)	×	
22	1	国民健康保険法	第12条		協議(知事)	×	

凡例
〇:勧告通り実施
△:一部実施
◆:存置許容

見直し状況 1次見直し 2次見直し		一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)	
0	-70020		
0			
0			
	0		
•			
•			
	×	現行規定を存置する 【第4号も財政上の特例措置の対象となる特定支障除去等事業の一部を成すもの】 〇法第4条第2項第1号~第3号については、 全て特定支険除去等事業の一部を成すもの であり、財政上の特例措置の対象となるため、存置が許容されたものと認識。 〇法第4条第2項第4号に係る部分は、特定 支障除去等事業が周辺環境や周辺住民への と支障除去等事業が周辺環境や周辺住民への と支障除去等事業が周辺環境や周辺住民への 大変にすことなく適正に行われることを 担保するためのものであり、特定支障除去等 事業の一部を成すものでありる。したがって、 財政上の特例措置の対象となるものであるから、環境大臣への同意を要する協議は存置する必要がある。 〇同様に、実施計画に定めることとされている事項(法第4条第2項第1号~第4号の各 号)においては、起債制限の特例に係る部分と と国庫補助等に係る部分とを全く区別してお らず、両者を分けることはできない。	
	0		
•			
	×	現行規定を存置する 【市町村の支援内容を、都道府県が事前に調 整する必要】 〇合理化事業計画に定められた、転換先業 務の提供や転廃交付金の交付による市町村 の支援内容を、都道府県が事前に調整できる ように、都道府県の承認制度を存置する必要	
	×	からる。 のまた、市町村が合理化事業計画に基づきし 尿処理業者に転廃交付金を交付した場合、そ の効果を減殺しないため、当該業者は租税特 別措置法が適用されることとされている。この 際、租稅負担の公平性が保たれていることを 客観的に示すには、市町村と事業者の当事 者に加え、第三者である部道府県が計画内 容に関与することになる承認制度が不可欠で ある。	
	0		
	0		
×		後期高齢者医療制度については、マニフェストに基づき廃止することとしているが、今後、医療保険制度における都追信界の関与を強化すべきと考えており、後期高齢者医療制度についても、広域遺合に対する都道府県の関与強化の必要性が指摘されている。今の広域連合自身も見直しには反対しており、地域主権改革の趣旨からも廃止れて適当である。また、本規定の取扱いは、医療保険制度に対して、本道府県がどのように関与するかといった本質的な問題を有するものであり、後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度のあり方を検討する中である意見を十分に伺いながら検討したい。	
0			